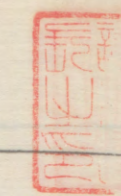


す。たとえば一千万円でも三百三十口を要するというものであり、このようた
工期でいふのは自治体の現在の予算の執行状況からいって不可能でござ
います。したがってそれぞれの内容において工期を定め（おりますか、
特に国の補助金等につきましては、その決定が十月あるいは遅いものは一
月、二月になつてから補助金の額がきまってくるということであり、したがっ
て工期としては非常に短縮されております。しかも三月三十一日、一年度の
のりミットもございますので、この範囲内でやらなければならぬという無
理な点もございます。したがって無理を承知である程度工期を短縮せざ
るを得なかつたというものもかなりあります。それが工期の遅れの一つの原
因になつております。それからいふ一つ、工事の内容によって設計工予測しな
いような事態が起きたということもございます。例で申し上げますと、従来
小道管あるいは鉄管というものは、一般の市道の場合には一メートル二十セ
ンチ以下に埋設することになつておりますが、小道の創設期——昭和三十年
前後における埋設された小道管等につきましては、その当時の交通状
況からいって必ずしも一メートル二十センチ以下に埋設されたいものもござ



ざいます。工事を施行した段階においてそれがわからず水道管の切り下げ
をしたという問題も起きております。それからいふ一つは天変地異——天
候の状況でございますが、たとえば今年はかなり多く雪が降りました。関
係で工事がなかなか進まなかつたということから遅れたこともございます。そ
れからさらに交通状況の問題等もございまして、交通規制あるいは交
通の渋滞等によつて十分に工事ができないということもございまして、たい
へん遺憾なことでございますが、若干のものについて工期が遅れたものも
ございます。これらについては事情を聴取いたしておりますが、私どもと
してはある程度やむを得なかつたのではないかと想定をしております。

以上、簡単にございますが、一般質問に対する答弁といたします。

○建設課長（黒田 登君） 通学路等の安全確保についての問題でございま
すが、御質問の第一点の工期の関係でございしますが、工事の延期というこ
とは好ましいことではございませんが、工事着手前におきましてはそれぞ
れの関係者に御連絡いたしまして、工事の内容について御説明をいた
しまして御理解をいただいつ実施しておりますけれども、雨天の多い

ときとか、地下埋設の私有物件の問題等が発生いたしますと、やむを得ず延期するということにもなるわけでございます。その延期の場合の配慮が不十分ではないかという御指摘につきましては、確かに延期する場合に関係者に周知いたさなかった場合もございいます。今後この点の御協力にいただきます。御協力にいただきます。

それから第三点の電電公社の工事でございますが、今回福生局の加入者の増設工事のために、熊川地区におきまして二千五百メートルばかりのケーブル埋設工事を実施いたしました。いま御指摘のございました山王橋付近の工事でございますが、八高線、青梅線の横断工事でございます。そこは薬液注入をする工事でございますが、昨年九州におきまして薬液によって人畜に被害が出たということで国会でも追求されたわけでございます。その間、この薬の使用は結論が出るまで使用してはならないという事で、一時工事の保留という形になったわけです。さらに四十九年十二月から五十年一月にかけてまして国鉄の事故防止週間が始まりまして、

国鉄からも着工延期の通告をされたわけでございます。そのような条件が重なりまして工事が大幅に遅れたというのが現状でございます。

工事の占用期間としましては、四十九年二月二十八日から五十年三月三十一日まで占用許可を与えておりますが、去る三月二十九日に、電電公社から六月三十日まで延期してほしいという工事の延期届がまいりました。これにつきましまして承認をいたしました。なお、つい最近でございいますが、電電公社の担当を呼びまして工事の完了の見通し等もただしたわけでございますが、工事の完了は六月二十一日をもって全線完了するということでございます。

いずれにいたしましても、今後の電電公社の占用許可の問題につきましましては、一路線ごとに占用の許可を与えていき、広範な占用許可を一度に与えない方針をとってまいりたいというふうに考えております。

それから第四点、踏切の保安対策についての御質問でございますが、この鍋ヶ谷戸踏切につきましては、去る三月定例会にも申し上げましたとおり、既定方針であり現在進めております。すでに国鉄におきましても設計がほぼ完了したという連絡がまいっております。施設の設置内容

といたしましては警報機が二機でございます。音の低下等につきましては国鉄側で十分配慮するという約束になっております。それから踏切の幅をメートル五十センチに拡張いたします。さらに周囲の防護柵を補強するという三工事を実施するわけです。なお、工事中は仮設の踏切をそのそばにつくりまして歩行させることになっております。

そういうことで、現状ではほぼ事前設計協議が完了しまして、まもなく予納金の納入段階に入ろうかという状態でございます。

以上、お答え申し上げます。

○庶務課長（生子国利君） 関議員さんの最後の質問の市営住宅の払い下り関係でございます。入居当時、入居者に対して払い下げをするというような言明をしたかどうかということについては、払い下げる記録もございませへし書類等もなく、払い下げするとの口約束等もはきりしてありません。したがってこれらを考えてみましても払い下げをするという言明はできないと思います。

それから第二点の払い下げに対する方々につきましては、今後ともさう

に説得に努めまして御協力を賜わりたいというふうを考えております。

なお、現状につきましては、現在市営住宅には十戸の空屋住宅がございます。したがって現在の第一次計画として十五戸を取り壊しますと三十六戸の中高層ができるわけです。その十五戸のうち五戸が処置できてありますけれども、あとの十戸につきましては残りの空屋住宅に入っていいただくようさらに説得したいと思っております。それらを考えあわせまして現在まだ折衝をつめております。

さらに先ほど市長が申されたとおり、基本的な方針で進みますので、さうにこまかい点につきましてはまた後日新議員さんに対しての内容的な説明をいたしたいと考えております。

以上です。

○企画財政課長（上野重勝君） 国からの委託業務の関係かと思いますが、これも一つの超過負担の中の一環かと思いますが、それについても現在のところ委託業務については先ほどの超過負担よりさらに複雑な内容でございまして、一般の市の独自の業務と切り離せない問題等もありません。

これはさらに困難な調査を要すると思ひます。現在のところ、それらの資料が整つておりませんので、お許しをいただきまして今会期中に資料を取りまとめ提出したいと思ひます。

○十七番(関 米吉君) 一通り答弁があつたんですけれども、先ほどの市長の、加美平の現況については申しわけございません。一生懸命やります——というだけでなしに、いままでの経過と今後の見通しを聞いていただくわけです。課長からお答えいただきたいと思います。

○都市計画課長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

本件につきましては市長からも御発言がございましたような現況でございます。ただ現実問題として、現在の裁判問題あるいは反対されております方々の主張といったものもありますが、区画整理でございましてすでに施行済みなもの、今後施行予定のもの等、その基準となるべき計画そのものは換地計画ということをやっております。そのような形で区域内全部をみまして計画を立て、それを実施してきている関係で、現実的にはいまわれわれに対して主張されております事項の大部分は、早い話が

われわれがそれを受けて解決する。いわゆる要望があり実施するという面において不可能な点が多いわけです。それと御案内のとおり、本件につきましてはもう何年来御指摘を受けているわけでございまして、主張の中に感情的な問題がからみまして、これが計画時点の地元説明会というところから波及いたしました。何と申しましようか、了承事項です。反対者から言わせれば当然区画整理を施行する上においての了承事項といつたものを十分取りつけずにはかつたということに対して、非常に不満を持っております。そんなことで現在までいろいろ折衝をもつてきたわけですが、現実問題として、現在残事業として残っております対象地域の方々につきまして交渉をしてきているわけですけれどもなかなかちがあかないという実情でございします。市長も先ほど、ある時期にはそういったことはやりたくないが踏み切らざるを得ないというお話しもしておりますが、私ももといたしましては、さらに本問題をいろいろつめてまいりまして、再三、再四交渉をもつてきているわけですけれども、さらに円満な解決のための努力を傾注していきたいと考えております。

御指摘のとおり、当事業は本年度をもって完了するわけでございます。そういう意味ではさらに交渉過程を密にいたしましたして、いろいろ御要望も聞ける範囲で聞くということで、権利者の方々と話し合いを進めていくわけでございますが、それらの問題以上に感情的な問題、こういうのもつれから発しました不満が多く出まして、非常に私どもの説明等が詭弁にすぎないというような強い指摘も受けている現状でございます。いろいろ努力しているわけでございますが、話し合いを進め、円満に工事に着手し、完了をめざすという時点まで至っております。見通しとしては五十年度の工期が本年度で終わりますので、それに向かって努力いたしておりますが、いまから着手いたしましたとしても、家屋移転その他の工事期間を想定いたしましたして、やはり五十二年まではかかるであろうというふうな見通しを持っております。さらに事業費の関係等につきましては、現在東京都という折衝しておりますけれども、五十年の都の交付金が御案内のような都の予算内容でございまして、いまの時点では復活いたしなくても五割程度のものであるという情報も聞いておりますので、今

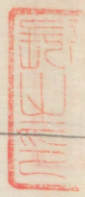
後已更整理を施行していく関係で、市長と私もこれが確得のため、市長と私も陳情等運動を重ねていきたいと思っております。経費等については若干いまの残事業と区更整理の資金計画とのにらみ合わせにおいても一億円程度の金額が出るだろうと考えておりますが、それは保留地処分がからみまして、明確に幾らかかるということとははっきりいたしてないわけでございします。

いずれにしても、工期的にあと一年要するだろうと考えております。そういう意味でわれわれの努力が全くまだ不足しているという御指摘は当然受けなくてはいけないわけですが、さらに懸命な努力を重ねていきたいと思ひます。

非常に御質問に對しまして当を得た答弁にならないかもしれませんが、現況等につきましてお話を申し上げ、答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○十七番（関 米吉君） 一通り御説明をいただきましたが、中にはちょっと不満足な答弁もございしますので再質問させていただきます。

まず最初にいいますと、四十九年度の財政状況、いわゆる先ほどの武蔵野幹線の繰越明許費を除いて全部入ったということでございます。たぶんそういうことであるうと思いますが、引き続き私が質問いたします五十年年度の問題が、やはりこの四十九年度の状況になるというようなことになってきますと、たとえばその市民会館の問題にしろ、すでに市民会館の特別委員会もできて一生懸命やろうとしております。さらには市長が市民にお約束しましたところのいろいろの施策というものが非常にむずかしいのではないかと、この年度内に入って二すに出纳整理期でなければ見通しかつかないというような状態にずれ込むものの中にはあるのではないかと、いう点を私は非常に心配したために、四十九年度からの財政の収入額から五十年年度の展望をお尋ね申し上げたわけです。しかも市長は、さっきも私が指摘しましたとおり、五十年年度においては起債もかなり苦しいのではないかと、いうような点まで申され、おりながら、現実には四十九年度の六次補正の額を上回る金額が市債でもって四億九千九百七十万円計上されているわけです。四十九年度は三億四千三百四十二万



円です。四十九年度よりも苦しくなるのではないかと、いうおきながらそれ以上ものをやって、しかも五十年年度はこういう事業をやります。ああいう事業をやりますと、何と、いうかバラ色の約束がはたして現在のようないやうな方でもって完全にできるのか。市民の期待に応えられるのか。あるいは市長がお約束されたところの施策ができるのか。そういう点を私は非常に心配するわけです。私は決してこの一般質問を通じて市長等理事者をギョーと言わせて気持ちよくなったというそんなけちくさい気持ちは持っておりません。したがって一般質問を通じて、とにかくいかにして市民の生活が、あるいは市の財政がうまくなっていくかという面から、しつこいようです。心配し質問するわけです。

したがって横田基地排水路関係の十一億、これは遅れても多少はしやうがないと思うが、これは国の直轄事業ですから優先ですと、そのほかに高波議員さんも非常に心配しているわけですが、市民会館などの場合、全く見通しかつきりしないというふうなことです。やはり三つ、この市の建設計画については、今後は安易に二年計画ででき

ますと、原ヶ谷戸にはこういうものをつくります。熊川下にはこういうものをつくりますなどということだ、結局二年計画がすれ込んでいくという形、また諸物価の値上がりによつて超過負担の面からも市の一般財源の持ち出しが多くなつてくるということにもなるのではないかと思うわけです。

したがつて私は特にこの市民会館の新築事業の問題については、絶対に早期に見通しを得ていただきたいと思ひます。六月四日、今月中には何とかなるだろうというよつな防衛施設庁の人たちのお話しを承りました。まさに官僚的なもので非常に心配しております。この点については絶対にやつていただきたいとお願ひすると同時に、出納整理期間まですれ込まなければならぬということのないうちに、つきやつていただきたいと思ひます。

それから超過負担の問題は資料を出してくれろということであり、資料がないと次の質問ができませんので、今会期中、すなわち二十日まで資料を出していただきたい。さつき上野課長は、四十八年度七十

七百万円、四十九年度一億円ちよつとだという統体的な超過負担の額を言ひましたけれども、その対象の数量差とか単価差とかいうものがあるわけです。それぞれの取り方によつてかなりの相違が出るということをはわかりますけれども、四十八年度、四十九年度の概算の見積り方について、たとえば学校などの問題につきましても、渡り廊下やへいは対象としないということではござりますが、そういうものも含めて出した概算なのか。それとも一方的な基準によつて渡り廊下やへいは対象外であるのではござして、いわゆる本体だけの、対象となるべきものの基本額によつて算出した概算的な四十八年度、四十九年度の数値なのか。その点について答えていただきたいと思ひます。

それからいま一つ、助役さんから国の委託事務は概算どのくらいあると思ふかについて、これからすべてを洗いざらいしなければならぬなというものでなく、いまちよつとみただけでけっこうですかとお答え願ひたいと思ひます。

それから市長に、答弁がなくてもけっこうですが、とにかく人件費の

問題については、いろいろと自治省等も何むかにも地方自治体をいじめるための通達とは言いませんが、しかし中には自治権を侵害するような、全くもつて市長の権限を奪うようなおかしな通達もあるわけです。そういう点については、やはり自分の自治体を守るんだという立場でもつてき然として対処していただきたいということを特にお願い申し上げておきます。

それから週休二日制の問題についてお答えしていただきたいと思いますが、もちろん市民のコンセンサスを得るということを経第一番目とするのは時代の趨勢です。すでに全国の市町においては、私がこのようなことを申すまでもなく、助役さんのほうが研究されているかもしれませんけれども、すでに三十三の市町においていろいろな形において実施されております。いずれそのような趨勢になると思いますが、そのときに市民に対する行政サービスを落とさずに、しかも職員に対して労働強化を及ぼさないようにするにはどのようなやり方があるかという点をいまから考えなくては必要であると思いますが、その考え方があるかじ

うがいま一回お答えいただきたいと思えます。

これから最後に、工事等による通学路の安全対策について、上野課長は工期の点でいろいろ問題もあるが、調査したところやむを得ないという安易な考え方をもつてほしくない。少なくともその工期内に工事をやるという形、中には真にやむを得ないものも出てくるかもしれませんが、しかしまましようがないというような考え方で工事の発注は絶対に行なうてほしくない。したがってこの点については、過去の事業について調査したところ、すべてがやむを得なかったとの答弁なので一応納得できるものの、今後についてはどうするかは、きりとしたお答えをいただきたい。

それから五日市線の鍋二踏切のところからの電電公社の工事の関係ですが、特に電電公社の工事の関係につきましても、課長がいま言われましたが、従来の許可条件が甘すぎる。先ほど言ったように、今後そのようなやり方をしないで、路線ごとに、しかも工期をはきりきめて許可していただきたい。従前のやり方は課長も言われましたとおり、非常に

広域にわたっていつまでこの路線をやるかわからない。そのよう
なことでやはり市民の大事な生活道路をかつてやっている。全く
のです。とにかく登るまで通れた道が、帰るときはかつていまし
翌日になつてかつてのほうの板道のところへうまを打って止めてし
まうというところが電電公社の工事においては見られる。した
か、下課長が私の質問に答えていただいたように、今後厳正にや
つていただきたいと思います。

鍋二踏切の問題につきましては、課長からお話かございま
したように、すでに国鉄のほうとかなり話が進められてい
るという現状についての御説明がありましたか。ただ一言私の
質問に対して答えがもれております。

それは、たとえば予納金の納付はいつごろで、工事はどの
くらい見込んであり、いまの状況から推察していつごろまで
にできるんだというようない見通しについて、いま一度聞か
せていただきたいと思います。

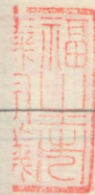
それから加美平の区画整理事業の問題ですけれども、確
か三十七年

に出るすでにもう十三年経過している。私が議員になつた
から八年間です。

この事業は当初のつまりずきといいますが、理事者もか
わつておりますし、議会もかなりのかわり方をみせてあり
ます。しかし現実には一番たいへんなのは、当事者の皆さん
だろうと思ひます。もうすでにあの地域においてはかなりの
世代の交代もみられておりますし、また近く世代を交代し
なければならぬ。私は選挙期間後にこの関係者の皆さんと
も話し合つたこともありますが、もう八十歳を過ぎたおや
じさんが、非常に長い間市と争つてきたんだけれども、
目をぶつぶす前に何とかならんかなあと言つており、
また全く何の手がかりがないし、市もそれきりはっきり
言つて何らの手がかかりも与えてくれないのでしようか
ない——というようなことである。これは市側から言
わせれば何を言ふんだとお聞き取りになるかもしれませ
んけれども、やはり現実的にそういう声を聞くと、いま
少し市もこの問題に真剣に取り組んでいただきたいと思
うわけです。そこでこの問題について、加美平区画整
理審議会を年にどのくらい開いているか。また昨日も
やつていふと思ひますが、この問題でどういふ審議
をしていふか一つお答

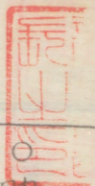
えいただきたいと思ひます。

最後に市営住宅の問題について生子課長からいろいろお話しを承りました。そこでとにかく私が心配しているのは、やはり加美平の巨患整理にみられるように、最初のつまずきが将来に対して大きな禍根を残すのを憂うるからです。したがってこの公開の場を通して、課長から今後その既定方針どおり進めていくというふうなお話しがございましたけれども、現実にはいま十戸の空室があるというお話ですが、結局、聞くところによると、現実には人が住んでいないところもあるようです。すが取り壊しがストップになつていると、その事情はどういうことによるものか。何かそういう既定の方針が何らかの時期にストップしてしまふことは、やはりそれに対して入居者がわれわれの運動なり熱意なり願ひが、この事業に対し何らかの影響があつて市も工事を手控えて、われわれの期待に応えてくれたのかなという印象を与えているのも事業と思ひます。したがってその状況について説明をしていただきたいと思ひます。



以上、再質問といたします。

助役（篠崎俊夫君） お名づして質問されましたことに対してお答えいたします。



福生市の国からの機関委任事務、団体委任事務が幾つあるか私は聞いたり見たことはございませんが、地方自治体に対する国の委任事務は両方加えますと百数十種類であると聞いております。福生市の市民課を考へてみましても、戸籍、国民年金、国民健康保険、外国人登録等全部国からの委任事務でございまして、固有事務はございません。したがいましつ、おそらく福生市役所においては百くらいはあるのではないかと思ひます。

それから週休二日制の問題でございすが、傾向といたしまして週休二日制になることは世界的な趨勢でございす。ただ過渡的な問題といたしまして、福生市の場合、中小企業との調和をどう考えるかということがございす。国の動向をみましても民間企業における一週間の労働時間は短縮しつつあり、福生市役所の場合はいま週四十一時